

(参考) 公共交通事故に係る被害者等支援の検討

経緯

○事故状況や事故原因に関する情報提供や心のケアなどの被害者・家族支援のあり方を国としても検討して欲しいとの航空事故、鉄道事故の被害者・御遺族の方々からの継続的な要請

○**運輸安全委員会の設置等を内容とする国土交通省設置法等の一部改正法案・附帯決議(H20通常国会)**

「航空事故、鉄道事故又は船舶事故の被害者等に対する支援の重要性にかんがみ、これまでの事故に関する経験や知見を生かし、関係行政機関等の密接な連携の下、総合的な施策の推進のために必要な措置を検討すること」

○平成21年度から被害者団体、有識者等をメンバーとする「**公共交通における事故による被害者等への支援のあり方検討会**」(座長：富田信穂常磐大学大学院教授)を開催(メンバー：御遺族代表の美谷島邦子氏、下村誠治氏ほか7名)

○検討内容

○被害者等の支援ニーズの調査、NTSB(米国国家運輸安全委員会)等の被害者支援の取組みの調査

○支援の内容や関係機関の役割分担のあり方、被害者等への一元的な窓口機能のあり方、そのために必要とされる制度のあり方などを検討

検討会まとめ(平成23年6月3日)

- 1 国の役割の明確化、関係機関との連携協力を実施するための措置
- 2 交通事業者が行う事故の被害者等に対する支援の事前の措置
- 3 組織・体制の整備

○**公共交通事故被害者支援室の設置(平成24年4月6日)**

『被害者等に寄り添う』ことを基本に、以下の機能等を担うことを目的として支援室を設置。

- ①万が一、公共交通における事故が発生した場合の情報提供のための**窓口機能**
- ②被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期にわたる**コーディネーション機能**

公共交通事故被害者支援室の体制

総合政策局・安心生活政策課

課長(室長)

公共交通事故被害者支援企画官

課長補佐以下4名

本省において**窓口**を設置

計 支援室員
58名

鉄道局(4名)

自動車局(4名)

海事局(4名)

航空局(4名)

運輸安全委員会事務局(3名)

地方運輸局等(33名)

○公共交通事故被害者等への支援の確保に関する施策について、引き続き「検討会」の有識者委員から御助言を頂くため、**平成23年度から、公共交通事故被害者等支援懇談会を開催**

懇談会の開催実績

- 平成23年度
 - 第1回：平成23年11月25日
 - 第2回：平成24年3月26日
- 平成24年度
 - 第1回：平成25年2月6日
 - 第2回：平成25年3月25日